

西条市観光総合パンフレットデザイン委託業務 仕様書

1 業務の名称

西条市観光総合パンフレットデザイン委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

3 事業目的

当市の周辺地域を訪れた観光客を効果的に誘客するとともに、市内における観光周遊の促進を図るため、観光総合パンフレットのデザインリニューアルを委託により行う。

4 業務内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画デザイン等の作成

ア 企画立案、構成、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。ただし、写真、原稿、イラスト等については、必要に応じ発注者が所有している資料等を可能な範囲で貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

イ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。

ウ 発注者の制作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

エ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

オ 本業務に印刷は含まれないが、データの作成は次の規格を想定し行うこと。

(ア) サイズ等 A列5判、中綴じ、20～24ページ（表紙含む。）

(イ) 印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

(2) 電子データの作成

受注者は、次のデータを作成し、電子媒体で納品する。

ア PDF ファイル

(ア) 低解像度 PDF ファイル（ホームページ等掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

・見開きページ

・単一ページ

(イ) 高解像度 PDF ファイル

画像解像度300dpi以上のできるだけ高解像度であること。

・見開きページ

・単一ページ

イ レイアウトデータ

- ・ Adobe Illustrator CS6 で編集可能なレイアウトデータとすること。

ウ 中間生成物データ

- ・ 画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）

(3) 制作業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

(4) その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5 業務の要件

- (1) 一目で当市がイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- (2) 地図及びイラスト等による市内全域図で主要観光ポイントや公共施設等の位置関係が分かるようにすること。
- (3) 主要観光ポイントについては、交通アクセス地図、拡大図（地図・略図）や QR コード等により、来訪者が容易にその観光ポイントに行き着くことができるようにすること。
- (4) 主要観光ポイントについては、目を引く大き目の写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (5) 特産品や飲食店等の情報を組み入れること。
- (6) 温泉や宿泊施設の情報を組み入れること。
- (7) モデルコースの設定等により、西条市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。
- (8) パンフレットをみて西条を訪れた方が、インターネット上に西条市の口コミを投稿できるような何らかの仕掛けを作ること。
- (9) 誘客の核となる年代や属性は、以下のとおりとする。

ア 年代・グループ

核となるのは、20代後半から30代前半までの夫婦及びカップルとするが、幅広い層にも配慮した作りとすること。

イ 移動手段

自家用車・レンタカー

ウ 地域

道後などの近隣市町への来訪者

6 再委託の制限

受注者は本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

7 納入物

電子媒体（CD-ROM）一式

8 納入場所

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市産業経済部観光振興課

電話：0897-52-1690（課内直通）

9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求を行うことがある。
- (2) 完成したパンフレット、原版データ及び中間生成物について所有権並びに著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む。）は発注者に帰属するものとし、受注者及び受注者からの依頼を受けて中間生成物を制作した者は、当該業務に関係する事項に関して、法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (3) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (4) 成果品は他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (6) 本業務により収集した個人情報の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (7) 受注者は、業務の実務上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。